

表3 育児休業等の取得状況(令和5年度)

1 育児休業等の取得者数

(1) 育児休業等の取得者数

(単位:人)

区 分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
男性職員	215	15	1
	6	18	2
女性職員	366	233	40
	8	0	0
計	581	248	41
	14	18	2

(注) 1 上段は令和5年度の新規取得者数、下段は再度取得している者の数である。

2 令和5年度の新規取得者(上段)には、令和4年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和5年度から新たに育児休業等を取得した者が含まれる。

2 育児休業等の承認期間等(令和5年度の新規取得者について)

(1) 育児休業承認期間

(単位:人)

区 分	育児休業 取得者数	育 児 休 業 承 認 期 間					
		6 月以下	6 月超 1 年以下	1 年超 1 年 6 月以下	1 年 6 月超 2 年以下	2 年超 2 年 6 月以下	2 年 6 月超
男性職員	215	198 (92.1%)	11 (5.1%)	4 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.9%)
女性職員	366	3 (0.8%)	68 (18.6%)	38 (10.4%)	41 (11.2%)	24 (6.6%)	192 (52.5%)
計	581	201 (34.6%)	79 (13.6%)	42 (7.2%)	41 (7.1%)	24 (4.1%)	194 (33.4%)
		1 年以下		1 年超 2 年以下		2 年超	
		280 (48.2%)		83 (14.3%)		218 (37.5%)	

(注) ()は、育児休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

(2) 育児短時間勤務承認期間

(単位:人)

区 分	育児短時間勤務 取得者数	育児短時間勤務承認期間			
		3 月以下	3 月超 6 月以下	6 月超 9 月以下	9 月超
男性職員	1	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
女性職員	40	4 (10.0%)	4 (10.0%)	2 (5.0%)	30 (75.0%)
計	41	4 (9.8%)	5 (12.2%)	2 (4.9%)	30 (73.2%)

(注) () は、育児短時間勤務取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が 100%とならない場合がある。)

(3) 育児短時間勤務の勤務形態

(単位:人)

区 分	育児短時間勤務 取得者数	勤 務 形 態				
		1 日 3 時間 55 分	1 日 4 時間 55 分	週3日	週2日半	その他
男性職員	1	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
女性職員	40	10 (25.0%)	12 (30.0%)	5 (12.5%)	3 (7.5%)	10 (25.0%)
計	41	10 (24.4%)	12 (29.3%)	6 (14.6%)	3 (7.3%)	10 (24.4%)

(注)1 () 内は、育児短時間勤務取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が 100%とならない場合がある。)

2 勤務形態の「1日 3 時間 55 分」及び「1日 4 時間 55 分」は、1日の勤務時間が 7 時間 45 分である場合の勤務形態である。

(4) 部分休業承認期間

(単位:人)

区 分	部分休業 取得者数	部 分 休 業 承 認 期 間					
		1 年以下	1 年超 2 年以下	2 年超 3 年以下	3 年超 4 年以下	4 年超 5 年以下	5 年超
男性職員	15	13 (86.7%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
女性職員	233	94 (40.3%)	18 (7.7%)	15 (6.4%)	42 (18.0%)	44 (18.9%)	20 (8.6%)
計	248	107 (43.1%)	19 (7.7%)	15 (6.0%)	42 (16.9%)	45 (18.1%)	20 (8.1%)

(注) () 内は、部分休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が 100%とならない場合がある。)

(5)部分休業承認時間

(単位:人)

区 分	部分休業 取得者数	1日の部分休業取得時間(平均)			
		30 分以下	30 分超 60 分以下	60 分超 90 分以下	90 分超
男性職員	15	1 (6.7%)	5 (33.3%)	2 (13.3%)	7 (46.7%)
女性職員	233	19 (8.2%)	60 (25.8%)	48 (20.6%)	106 (45.5%)
計	248	20 (8.1%)	65 (26.2%)	50 (20.2%)	113 (45.6%)

(注) ()内は、部分休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)